

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		健康福祉センター西楽園入館の禁止等
根拠条例・規則等名		さいたま市健康福祉センター西楽園条例
条 項		第 10 条
所 管 部 課		福祉局 長寿応援部 高齢福祉課（電話：048-829-1259）
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	市長は、西楽園内の秩序を乱し、若しくは乱すおそれのある者の入館を禁止し、又はその者に対し退館を命ずることができる。
	設定等年月日	平成 13 年 5 月 1 日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		